

令和6年9月25日

第3回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第3回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年9月25日(水) 午後2時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第 3 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について

議案第 5 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 7 号 農地利用変更届について

議案第 8 号 農用地あっせん申出について

議案第 9 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 々 迫 義 隆
4 番 前 田 真 津 美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
7 番 滝 下 真 弥 子	8 番 石 嶺 義 孝	9 番 下 高 原 誠
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	12 番 西 山 昭 二
13 番 小 荒 田 大 樹	14 番 徳 留 幸 信	15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由 美 子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
23 番 前 田 剛	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	28 番 小 村 亮 太
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 廣 森 修	31 番 田 之 上 洋
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
35 番 澤 山 善 治	36 番 下 吹 越 浩 之	37 番 大 迫 恵 太
38 番 塚 田 右 京		

1 小委員長

6 番 西 村 久 則

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

38 番 塚 田 右 京

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

小 吉 建 治

主幹兼農地総務係長

前 村 修

農地総務係主査

榑 原 かおり

主幹兼振興係長

前 田 昭 市

振興係主事

藤 久 保 宏 実

振興係主事

今 吉 蓮 樺

主幹兼地域計画係長

向 吉 真 一

地域計画係主査

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

前 村 修

1 開会 午後2時

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第3回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「7番委員」と「8委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の3ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、6件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま
議長	す。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号の所有権移転分1番から4ページ6番まで、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号の所有権移転分の1番から6番については、原案のとおり

委員
議長

承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから7ページまでの11件で、うち新規が4件、再設定が7件となっています。

議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、7ページの総合計は22筆、21,167㎡です。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の利用権設定分の1番から7ページ11番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号の利用権設定分の1番から11番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の利用権設定分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第

議長

3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は12件です。

それでは、議案書の8ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号の審議に際しまして、私に関する議案が含まれており、会議規則第25条の規定により、議事参与の制限に係る退席が伴うことから、議案第2号の審議は職務代理者が議長となり進行いたします。それでは、職務代理者よろしくお願いいたします。

(会長が議長席を降壇し、職務代理者が議長席に登壇)

それでは、議案第2号の1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、1番委員の退席を求めます。

(1番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(1番委員の復席を確認)

次に、議案第2号の3番から9ページ6番まで、ご審議願います。

委員
議長

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、35番委員の退席を求めます。

(35番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の3番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、3番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(35番委員の復席を確認)

次に、議案第2号の7番から12ページ12番まで、一括審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の7番から12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、7番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは、議案第2号の審議を終えましたので、議事進行役を会長へお返しいたします。

(職務代理者が議長席を降壇し、会長が議長席に登壇)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

9月10日の転用調査時に私と21番委員、26番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲

	的に営農に取り組んでおります。
	1 番から 7 番は売買，8 番は親族への贈与で，贈与税に関しては理解しているとのこと。
	8 件のうち 5 番は，住宅に隣接する農地で所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが，いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく，周辺への影響はないものと思われま
	最後に，農地法第 3 条調書及び位置図，字図につきましても，審議資料の 1 ページから 22 ページに添付してありますように，すべての案件に係る農地法第 3 条第 2 項の各号の判断につきましても，農地法第 3 条調書のとおり，すべての案件が，前述の各号には該当せず，許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが，審議資料等をご参照のうえ，ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。
	それでは，議案第 3 号の 1 番から 14 ページ 8 番まで，一括審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
14 番委員	5 番の 3 条の特例について，申請地と申請地の間に別な農地がありますが，これは特に問題はないでしょうか。
	それから，申請面積に上限があるのか教えてください。
事務局	今回の申請地との間の農地は，譲受人のものであることから問題はありません。
	また，申請面積の上限については，特に設けておりません。
12 番委員	6 番について，譲受する法人は肥育農家ですが，今回取得した農地で何を耕作するのか教えてください。
事務局	飼料畑として取得するようです。
4 番委員	6 番の申請農地の周辺には，譲受人所有の農地がいくつかありますが，すべての農地が効率的に使われているかどうか，疑問がありますので，今後，経過観察が必要と思いました。
3 番委員	3 条で取得した農地の追跡調査については，必要な場合もありますので，実施して欲しいと思います。
事務局	転用調査では，申請農地の現地確認を行い，申請人が，3 条取得条件を満たしているものと判断しております。取得後も申請人が効率的に利用することが見込まれることから，特に追跡調査は行っておりません。
	しかしながら，今回のような意見等があった場合は，再度現地を確認し，必要に応じて申請人に事情を聞く必要があると思います。
議長	ほかにご質疑，ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号の1番から8番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今回、審議いただくのは1件です。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、事業目的は農業用施設の牛舎及び堆肥舎です。

審議資料の23ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ750m離れた農用地区域内農地で、東は畑、西は農業用施設、南は公衆用道路及び用悪水路、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である、農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおりますが、事業規模拡大のため、既存施設に隣接している自己所有地に、牛舎2棟と堆肥舎1棟を建築する計画です。

代替地の検討はしましたが、申請地一帯において、すでに畜産経営を行っていることから、利便性が高く、効率的な営農に繋がるとのことで、代替地ではなく当該申請地を希望しております。

また、利用集積や保全面における一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

なお、本案件に関しては、農地法第4条申請も同時になされ、議案第5号2番にて、ご審議いただくこととなっております。

以上、報告のとおり、小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断しますが、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号の用途区分変更申出について、ご審議願いま

委員
議長

す。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は建売住宅です。

審議資料の24ページをお開きください。

申請地は、 から北へ100m離れた農地で、東と北は宅地、西は里道及び公衆用道路、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項につきましては、住宅等が連たんする区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、不動産、建築業等を営む会社の代表で、自己所有地に建売住宅2棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行い、境界にはブロックを設置する予定です。周囲に農地は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は牛舎及び堆肥舎です。

審議資料の23ページをご覧ください。

申請地は、 から北西へ750m離れた農用地区域内農地で、東は畑、西は農業用施設、南は公衆用道路及び用悪水路、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、先に議案第4号1番にてご審議いただきました、農用地区域内の農地ではありますが、農振法に基づく用途区

分変更が許可された場合、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、事業規模拡大のために、既存施設に隣接する自己所有地に、牛舎2棟と堆肥舎1棟を建築する計画です。

土地の形状については、50cm程度の切土を行う予定です。周囲に農地はないことから、営農への影響は、軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、2件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号の1番と2番について、ご括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。

審議資料の25ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ40m離れた農地で、東と北は宅地、西と南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、近接地で美容室を営んでおりますが、お客様用の駐車場が不足することから、申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ260m離れた農地で、東は宅地、西は畑、南は宅地及び畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を含む一帯を取得し、自己が居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は店舗です。

審議資料の27ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ150m離れた農地で、東は市道、西は公衆用道路及び里道、南は宅地、北は市道及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、コンビニエンスストアを経営する代表で、申請地周辺で集客の需要が見込めることから、申請地を賃貸借し、隣接地と一体的に店舗を建築する計画です。

土地の形状については、一部盛土と切土をし、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、3件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断しますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第6号の1番から3番についてを、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第7号農地利用変更届についてを、議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 農地利用変更届は、番号1番の1件です。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 審議資料の28ページをお開きください。 申請地は、 から北へ550m離れた農地で、東は市道、西と北は宅地、南は畑に接しています。 申請地は、3条の特例により取得した住宅地に接する農地で、南側の隣接農地への土砂の流出を防除するために、40cm程度のブロックを設置し、耕作の際の利便性を改善するために行うものです。 以上、報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号農地利用変更届については、原案のとおり承認す

	ることに決定いたします。 次に、議案第８号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の１９ページをお開きください。 議案第８号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出が５件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の２９ページから３９ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は２１ページになります。 今月は、借受申出が１件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明）
事務局	
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第８号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げます。 議案書の１９ページをお開きください。 番号１は、３０番委員と１１番委員。 番号２は、３５番委員と１５番委員。 番号３は、８番委員と２７番委員と１６番委員。 番号４は、２７番委員と８番委員と１６番委員。 番号５は、３３番委員と１３番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 議案書の２１ページになります。 番号１は、３４番委員と１４番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。 (各委員了解あり) それでは、議案第8号は原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第9号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第9号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は22ページから23ページになります。 今回の非農地判断は、指宿小学校北西側、魚見小学校北側、下吹越公民館北側、魚見岳及び魚見港の周辺を対象としております。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査等により、農地に復元して利用することが困難と見込まれるとして分類された農地が、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれることから、農地に該当しない土地であることを確認しました。 よって、26筆19,848㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第9号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第9号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

委員
議長

事務局

議長
委員
議長

事務局

よって、議案第9号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

その他について、ご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。

その他（議案書24ページを参照して説明）

1. 9月の行事報告

2. 10月の行事予定等

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第3回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時33分）

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員 7番委員 _____

議事録署名委員 8番委員 _____

